

平成 23 年 8 月 21 日

消費者庁食品表示課
意見募集担当
御中

食品衛生法施行規則の一部改正案に関する意見

公益社団法人
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
食生活特別委員会
消費者提言特別委員会
〒152-0031 東京都目黒区中根 2 丁目 13 番 18 号
第百生命都立大学駅前ビル
電話 03-3718-4678 (代) fax03-3718-4015
eメール advisor-consultant@nacs.or.jp

先般、富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による集団食中毒の発生を受け、現在厚生労働省は、生食用食肉に係わる規格基準案（食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく生食用食肉に係わる規格及び基準）の設定について検討中であり、今回、貴庁でこの規格基準案の設定を踏まえて、消費者のためには生食用食肉の容器・包装および店舗等でどのような事項を表記すべきか、表示基準の一部改正を検討されている。このことに関して意見を述べさせていただきます。

<意見募集 1 >について

1. 安全性を確保すること

食品の安全性は表示だけで担保されるのではなく、その食品を取り扱う環境、処理・加工の方法、そして消費者を含めた、食品を取り扱う人々への教育や訓練により担保される。すなわち、リスクの程度に見合った、取扱や処理・加工、教育・訓練が行われた結果、なお残存するリスクについて、それを低減するための方法が、商品選択や調理の段階で適切に行われるように、情報提供、注意喚起する手段の 1 つとして表示があるものとする。

従って、表示内容を消費者庁単独で検討をすすめるのではなく、関係省庁との連携をとることにより、リスク評価結果を反映し、消費者を含めたフードチェーン全体で安全性を確保することができるようすすめていただきたいと考える。

2. 食品の表示の目的を明確にした上で表示内容を検討すること

事業者の監視指導を目的とするのか、消費者の適切な選択と取扱いを促すことを目的と

するのかでは、表示内容が全く異なる。

今回は、消費者が生食用食肉の容器・包装および店舗等で適切な選択と適切な取扱いを行えるように、表示の方法、内容を検討されていると認識している。このためには、消費者の安全・安心が担保された表示内容を優先させて記載すべきと考える。

3. 表示事項案について

(1) 容器包装された生食用食肉については、調理をするのは購入者である消費者となる。2011年7月8日に厚生労働大臣より食品安全委員会に諮問された「生食用食肉に係る規格基準案」には、調理基準が規定されているが、摂食による食中毒発生リスクを低減するという意味では、消費者にも当該調理基準が意図する「加熱によるリスクの低減」の考え方をふまえて調理をすることが重要と考える。

そのためには、容器包装された生食用食肉を販売する場合、現在食品衛生法上の表示に係る義務規定のない、店舗等において生食用食肉を販売する場合のいずれにおいても、以下を追加する必要があると考える。

一般的に食肉の生食は食中毒に対するリスクがある旨に加えて、

「・表面を加熱することにより、食中毒発生のリスクは下がる」旨「・生肉に使った箸・まな板等の器具を他の食品に使用することは、(食中毒の原因となる微生物を他の食品に混入させることになり)食中毒リスクを上げる可能性がある」旨を追加してはどうか。

さらに、表面をどの程度加熱すべきかについて、食品健康影響評価の結果と消費者のより適切な調理のしやすさを考慮した上で、情報提供をすることが必要である。たとえば、表示には、「肉の表面から内部に向かって約〇cmのところまで加熱する必要がある」旨と記載することとし、内部に向かって約〇cmのところまで加熱できるような調理方法については、別途、調理器具や加熱方法と食品の品温、加熱温度、加熱時間の関係について、消費者相談の現場で情報提供できるようにするなどの体勢作りが必要と考える。

(2) 店舗等で生食用食肉を販売する場合の新たな表示事項に「包装された生食用食肉の表示と同様の文面を、店舗の見やすい箇所等に表示することが必要と考える。

(3) 上記3.(1)での提案事項も含め、表示事項(案)①②の“追加案”のうち、一般的に食肉の生食は食中毒に対するリスクがある旨、・子ども、お年寄り、抵抗力の弱い方は食肉を生食することは控えるべき旨等の注意喚起の文言については、消費者への普及と注意喚起の徹底の観点から、目立つように記載場所、レイアウト、文字の大きさ等を工夫する必要があると考える。

具体案として以下のことを提案する。

① 子ども、お年寄り、抵抗力の弱い方は食肉を生食することは控えるべき旨の文言はあいまいな表現で、消費者には注意喚起としてインパクトが弱いと考える。

注意喚起として、「控えるべき」を「やめるべき」とすることを提案する。

② 子ども・お年寄りには不向きであることを消費者特に子ども・お年寄りに直接示すた

めには、絵表示や警告マーク表示の利用を提案したい。

生食用食肉の容器・包装や店舗等の見やすい箇所や料理のメニューに掲示することで、注意喚起をしていけば一目瞭然ではないかと期待する。

参考になる例として、貴庁消費者安全課がNews Release（平成23年8月9日）「こんにやくゼリーによる窒息事故防止のための情報提供について」で目にした、子どもや高齢者には不向きであることを示す統一的な警告マークや注意書きを今回の表示にも「生食用食肉」用として活用されてはいかかかと考える。

4. リスク評価、評価結果をふまえた生産者や生食用食肉の事業者における取扱基準の遵守、消費者の適切な選択と取扱が実現されてこそ安全性が確保される。

このフードチェーン全体で食品の安全性が担保されるということを消費者が適切に理解し、行動できるような情報提供（表示も含む）が必要である。これについては、消費者庁が主体的に関係省庁を含めた関係者に呼びかけ、議論、検討をしていただきたい。

<意見募集2>について

規格基準の対象外である生食用食肉（馬肉、豚肉、鶏肉等の食肉（牛の食肉を除く）及び内臓（牛の内臓を含む））の表示基準の必要性は、生食による健康危害発生のリスクに応じた管理が必要であり、健康危害発生のリスクがあるのであれば、牛の食肉と同様、リスク評価の結果に基づき、成分規格、加工、調理、保存に関する基準をふまえて表示の必要性および表示内容の検討をするのが妥当と考える。

以上